

笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、笠間市消防団員（以下「団員」という。）が、消防・防災業務に必要な免許の取得を促進するため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得するための経費に対し、予算の範囲内において、笠間市消防団員免許取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団員とする。

- (1) 法第84条第3項に規定する普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上経過している者
- (2) この告示による補助金の交付を受け、準中型免許を取得した日から3年以上団員として活動することを誓約する者
- (3) 所属する分団の分団長が推薦する者
- (4) 笠間市税を滞納していない者

(補助対象経費及び額)

第3条 補助金の対象となる経費は、準中型免許を取得するために要する経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 法第98条第1項に規定する自動車教習所（以下「教習所」という。）における準中型免許の取得に要する経費（補習料及び再検定料等の追加の費用は除く。）
- (2) 免許証交付に要する経費

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費のうち交付対象者が負担した額とし、16万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、分団長を経由して笠間市消防団員免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教習所へ入所する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証（両面）の写し
- (2) 補助対象経費の額が確認できる書類
（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、笠間市消防団員免許取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（免許取得の中止承認申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、特別な事情により運転免許の取得を中止するときは、笠間市消防団員免許取得補助中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに承認の可否を決定し、適当と認めたときは、笠間市消防団員免許取得補助中止承認（不承認）通知書（様式第4号）により、通知するものとする。この場合において、準中型免許を取得するためにかかった経費は、申請者本人が全額を自己負担するものとする。

（実績報告）

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者で、準中型免許を取得したときは、直ちに笠間市消防団員免許取得補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した準中型免許の運転免許証（両面）の写し
- (2) 補助対象経費の額が確認できる領収書等の写し
（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間市消防団員免許取得補助金額確定通知書（様式第6号）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、笠間市消防団員免許取得補助金交付請求書（様式第7号）に、振込先の通帳の写しを添付し、直ちに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

- （1） この告示の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 第6条第2項による中止の承認をされたとき。
- （4） その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項により、交付の決定を取り消したときは、笠間市消防団員免許取得補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

宛先 笠間市長

申請者 分団名
住 所
氏 名
電話番号

笠間市消防団員免許取得補助金交付申請書

笠間消防団員免許取得補助金の交付を受けたいので、笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、私の市税の納付状況について確認することに同意するとともに、準中型自動車運転免許の取得をしてから3年以上笠間市消防団員として活動することを誓います。

記

1 補助対象経費 円

2 添付書類

- (1) 運転免許証（両面）の写し
- (2) 補助対象経費の額が確認できる書類

3 宣誓・同意事項 ※以下の項目に宣誓又は同意する場合は☑をしてください。

- 自動車運転免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）は、通算3年以上経過しています。
- 補助金の交付を受け、準中型自動車運転免許を取得した日から3年以上笠間市消防団員として活動することを誓います。
- 市税の未納の有無について、市長が確認することに同意します。

上記の消防団員が、笠間市消防団員免許取得補助金の対象となる準中型自動車運転免許の取得をすることについて推薦します。

笠間市消防団第 分団長

印

第 号
年 月 日

様

笠間市長

笠間市消防団員免許取得補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笠間市消防団員免許取得補助金について、下記のとおり決定したので、笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 次のとおり交付します。

補助金交付決定額 円

- 2 次の理由により交付しません。

理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

宛先 笠間市長

申請者 分 団 名
住 所
氏 名
電話番号

笠間市消防団員免許取得中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された笠間市消防団員免許取得補助事業の実施について、下記の理由により免許取得を中止したいので笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

免許取得中止の理由

様

笠間市長

笠間市消防団員免許取得中止承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった笠間市消防団員免許取得中止承認について、中止することを承認（不承認）する決定を行ったので笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認します。
- 2 不承認とします。

理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

宛先 笠間市長

申請者 分 団 名
住 所
氏 名
電話番号

笠間市消防団員免許取得補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった笠間市消防団員免許取得補助金について、下記のとおり免許を取得したので笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 免許取得の経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 準中型自動車運転免許取得日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 取得した準中型自動車運転免許の運転免許証（両面）の写し
 - (2) 補助対象経費の額が確認できる領収書等の写し

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長

笠間市消防団員免許取得補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった笠間市消防団員免許取得補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

年 月 日

宛名 笠間市長

申請者 分 団 名
住 所
氏 名
電話番号

笠間市消防団員免許取得補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で通知のあった笠間市消防団員免許取得補助金について交付を受けたいので、笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名			本・支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

3 添付書類

補助金振込先の通帳の表紙及び裏面の写し

第 号
年 月 日

様

笠間市長

笠間市消防団員免許取得補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した笠間市消防団員免許取得補助金交付決定について、笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取消しすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 取消理由
- 3 補助金返還額 円
- 4 補助金返還期限 年 月 日